

夏季一時金, 組合の要求は2.5, 学園の回答は1.0

今年度の一時金について、組合は学園に対し年間要求書を5月29日付で提出いたしました。

◎ 支給計算基準 夏季＝基本給×2.5, 年末＝基本給×3.0

◎ 支給日以降も引き続き勤務すること, 90%以上の出勤率を支給条件としない

6月19日(火), 夏季一時金を議題とする団体交渉が開催されましたが, 学園の回答は基本給×1.0(人事評価B, 平成28年3月31日以前に本採用になった職員の場合)で, 6月30日(金)支給というものでした。団体交渉における労使間のやりとりの中心部分は以下のとおりです。

組合 夏季一時金の支給額について, 組合は基本給×2.5を要求している。回答は?

学園 まず, 昨年度の決算状況を説明したい(「平成28年度 財務の公開資料」を提示)。利益はマイナスだが, 前年と比べれば, 校舎を整理した関係で損金はある程度圧縮されている。生徒募集状況(5月末現在)は昨年比でプラス。しかし, 現状を変えるものではない。

組合 全体的に厳しい状況に変わりはない。どう立て直すのか, そこが経営の問題。回答は?

学園 (経営状況が)よくなっていく兆しは見えている。ボーナスの掛け率は昨年と同じ。ただ, 代々木ゼミナール開校60周年ということもあり, +αとして特別手当の支給を考えている。

組合 (少し驚いて)ほう。

学園 賞与額を上げる状況にはないが, 職員にやる気を出してもらう意味で決まった。扶養家族手当や住宅手当など給与規定に変更があったので, 昨年度のそれらの手当分をもとに考えている。

組合 支給対象は? 非正規職員はなし? 別の基準で支給を考えることもできないのか?

学園 正職員に限る。パート職員や契約職員に支給していく余力はない。就業年数など差があり, 基準を作るのも難しい。非正規職員の給与も上げてきている。今後の課題とする。

組合 総原資を配分する形での分配ではないから, 別に非正規職員に出してもよいのではないか?

学園 そんな状況ではない。また, 継続勤務の意思や出勤率などの支給条件は削除する考えはない。

これまでと変わらず, 学園は今後も継続して勤務の意思を示す職員だけに賞与を支払うことを表明し, 出勤率90%以上という支給条件の撤廃を求めた組合の主張も拒否しました。

今年3月に開催された春闘交渉の中で, 組合の賃上げ要求に対して学園側は「(給料を)上げたら(経営は)維持できるというのか?」と疑問を呈していましたが, 今回の夏季一時金については「職員のモチベーションを上げたい」として何と手当の上乗せを表明しました。削った分を少し戻すだけではないかともとれますが, 25年に及ぶ労使間の交渉の中で, 学園側がわずかでもプラス思考で追加規定を設けること自体きわめて異例のことであり, 組合としてはこのことは評価したいと思います。学園は恒常的なものではないとしていますが, 可能な限り労働条件を向上させる姿勢を常にみせてもらえるように, 学園に求め続けていかなければなりません。ただ, 特別手当の支給を非正規職員にも及ぼしてほしいという組合の求めは受け入れられず, パート職員・契約職員の皆さんには申し訳なく思います。

昨年も記しましたが, 経営者から支払われる「ボーナス」について, 実態は同じでも経営側と労働組合側とは呼び方が異なっています。経営側は業績・成果に照らして利益を分配するという観点からボーナスを「賞与」と呼び, 毎年すべての従業員に支払うことが必ずしも決まっているものではないと主張します。一方, 労働組合は「後払い賃金」つまり一定期間の労働に対する給与の一部を後でまとめて支払ってもらうという意味で「一時金」と呼び, 支払いは当然のものとみなしています。

いまや自民党の総裁ですら口にするようになった賃金政策「同一労働同一賃金」。実態を正確につかむには大々的な調査が必要となりますが, 代ゼミ内部で雇用形態の違いを超えてこれを実現できているとはとうてい言い難いと思われまます。ぜひ非正規職員の皆さんにも声を上げていただき, 労働条件の向上を勝ち取っていきましょう。

GU 労働組合 **東京ユニオン**

☎ 03-5354-6251 FAX 03-5354-6252